

特定疾患治療研究事業に関する意見

平成23年12月1日

全国衛生部長会

平成23年11月10日（木）に開催された第16回厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、厚生労働省から、特定疾患治療研究事業に関する平成24年度概算要求と法制化を含めた検討状況についての説明がなされた。

その内容は、都道府県が長年にわたり国に要望してきた補助金超過負担の解消のための財源確保と事業の安定的な運営のための法制化を含めた制度改革について、国が責任を持って、速やかに、実施する必要があるという認識が、不十分であると言わざるを得ないものであり、誠に遺憾である。

そのため、次に掲げる意見を提出するので、着実に対応されたい。

- 一 特定疾患治療研究事業は、予算の範囲内で都道府県支出の2分の1を補助する事業であるが、都道府県の超過負担の状況は、年々悪化してきている。そのため、都道府県によっては、他の難病対策の予算のみならず、保健医療福祉関係予算についても削減せざるを得ないなどの影響も出てきており、平成24年度予算については、概算要求どおりの補助金増額を確保することはもとより、更なる超過負担解消策を早急に講じること。
- 二 特定疾患治療研究事業を含む難病対策を安定的に実施するためには、法制化も含めた制度改革が必要である。医療保険制度における高額療養費制度の見直しや障害者総合福祉法（仮称）等関連する他の制度との関係をそれぞれの目的や効果とともに整理しつつ、財源確保や法制化を含めた制度改革を具体的にどう進めていくかについて早急に工程表を提示すること。
- 三 特定疾患治療研究事業に関する、都道府県の事務は、認定基準や生計中心者の決定方法があいまいであること、申請に必要な所得状況確認書類が複雑であること、有効活用されていない臨床調査個人票のデータ入力に多大な時間を要することなどにより大きな負担となっており、加えて毎年更新が必要なことが患者にも負担をかけていることから、軽減策を早急に講じること。特に、平成21年度に導入された所得区分の細分化については、公費負担減の効果がなくことから、廃止すること。なお、廃止しない場合であっても、平成24年4月からの外来の高額療養費の現物給付化に合わせて、都道府県の負担なく確認できる方法を確立すること。